

資料編

- 1 伊佐市環境保全及び美化推進条例
- 2 策定の経緯
- 3 用語集

1 伊佐市環境保全及び美化推進条例

平成20年11月1日

条例第147号

改正 令和2年3月23日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、市、市民、事業者等が一体となって、空き缶等のごみの散乱の防止等に努めることにより、環境の保全及び美化を積極的に推進し、もって市の美しい自然と良好な生活環境の確保に資することを目的とする。

(令2条例8・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市民及び市内に勤務し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 公共的団体 自治会、商工会その他の公共的活動を行う団体をいう。
- (4) 関係行政機関 市の区域を管轄する警察署、保健所、国道又は県道の管理を行う機関及びその他の行政機関をいう。
- (5) ごみ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)をいう。
- (6) 空き缶、吸い殻等 飲料、食料等の缶、ビンその他の容器及びたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くすその他これらに類する物をいう。
- (7) 焼骨 人の遺体を火葬した遺骨(その形状が顆粒状の物及び遺灰を含む。)をいう。
- (8) 散布 物を一定の場所にまくことをいう。
- (9) 公共の場所 市内の道路、河川、公園、広場その他の不特定又は多数の市民等が使用する場所をいう。

(令2条例8・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、美しい自然と良好な生活環境を確保するため、具体的な施策を総合的に推

進しなければならない。

2 市は、生活環境の改善について市民等への啓発に努めるとともに、市民等による自主的な環境保全及び美化活動に対して、積極的に支援するものとする。

3 市は、第1項に規定する施策の実施に当たっては、関係行政機関と協力し、密接な連携を図らなければならない。

(令2条例8・一部改正)

(市民等の責務)

第4条 市民は、自宅周辺を清潔に保つなど、美しい自然と良好な生活環境を確保するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市民は、相互扶助の精神に基づき、地域社会における連帯意識を高めるとともに、相互に協力して、自主的に環境保全及び美化活動を推進するよう努めなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するため、市、事業者、公共的団体及び関係行政機関が実施する環境保全及び美化に関する施策、事業及び活動に協力しなければならない。

(令2条例8・一部改正)

(事業者等の責務)

第5条 事業者及び公共的団体(以下「事業者等」という。)は、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、自己の施設及びその周辺を清潔に保つなど、美しい自然と良好な生活環境の確保に資するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者等は、前項の責務について、従業員その他の事業活動等に従事する者に周知しなければならない。

3 事業者等は、この条例の目的を達成するため、市及び関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない。

(関係行政機関の責務)

第6条 関係行政機関は、市の環境保全及び美化を推進するための施策に協力するものとする。

(令2条例8・一部改正)

(公共の場所の管理)

第7条 公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保ち、かつ、みだりにごみが捨てられないように適正に管理しなければならない。

2 市は、必要に応じ、公共の場所の管理者に清掃等適切な維持管理を要請するものとする。

(土地建物等の管理)

第8条 土地、建物又は工作物を所有し、占用し、又は管理する者(以下「土地建物等の管理者」という。)は、その土地、建物又は工作物及びこれらの周辺を清潔に保ち、みだりにごみが捨てられることのないように管理するとともに、雑草等が繁茂したときには、刈取り等の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地建物等の管理者は、その土地、建物又は工作物にごみが捨てられ、落書きされ、又は貼り札、チラシ等が放置されているため地域の快適な生活環境を損なうおそれがあるときは、そのごみを自らの責任で適正に処理するよう努めなければならない。

(禁止行為等)

第9条 市民等は、みだりに空き缶、吸い殻等を捨て、又はごみを焼却してはならない。

2 犬又は猫その他の愛玩動物の所有者又は管理者は、当該動物を適正に飼養管理するとともに、みだりにふんを放置してはならない。

3 市民等は、公共の場所においてみだりに置き看板、のぼり旗、貼り札等又は商品その他の物品を放置(設置する権限のない場所に設置する場合は、放置とみなす。)してはならない。

(ごみの散乱防止等)

第10条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるごみの散乱の防止に努めなければならない。

2 ごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う者は、その散乱の防止について、市民等に対する意識の啓発を図るとともに、回収について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 容器入りの飲料又は食料を販売(自動販売機による販売を含む。)する者は、空き缶、空きビン等の容器及び包装の散乱防止について市民等への啓発を行うとともに、その販売する場所(自動販売機の設置場所を含む。)にこれらを回収する設備を設けるなど、適正な回収に努めなければならない。

4 土木工事、建築工事その他の工事の施工者は、当該工事により生じる土砂、がれき、廃材等が公共の場所に飛散し、又は流出しないように適正に管理しなければならない。

(チラシ等の散乱防止等)

第11条 市民等は、屋外広告物を掲出し、又はチラシその他の宣伝物(以下「チラシ等」という。)を配布しようとするときは、まちの美観を損なうことがないように配慮しなければならない。

2 公共の場所において、チラシ等を配布し、又は配布させた者は、そのチラシ等が散乱した場合においては、速やかにこれを回収し、当該公共の場所の清掃を行わなければならない。

(散布の制限)

第12条 何人も、市長が別に定める場合を除き、焼骨を散布してはならない。

(令2条例8・追加)

(改善勧告)

第13条 市長は、第8条から前条までの規定に違反し、生活環境を著しく害していると思われるときは、当該違反者に対し、適正な措置を講ずるよう勧告することができる。

(令2条例8・旧第12条繰下)

(改善命令)

第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(令2条例8・旧第13条繰下)

(公表)

第15条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、その命令に従わないときは、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(令2条例8・旧第14条繰下)

(顕彰)

第16条 市長は、環境の保全及び美化への貢献に対し、顕彰を行うことができる。

2 前項の顕彰の方法については、別に定める。

(令2条例8・旧第15条繰下・一部改正)

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令2条例8・旧第16条繰下)

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者で、第14条の改善命令を受けてこれに従わなかったものは、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第1項の規定に違反して、みだりに空き缶、吸い殻等を捨てた者

(2) 第9条第2項の規定に違反して、みだりにふんを放置した者

(令2条例8・旧第17条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大口市環境美化推進条例(平成16年大口市条例第32号)又は菱刈町環境美化推進条例(平成16年菱刈町条例第7号)(以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前にした行為に対する罰則の適用については、合併前の条例の例による。

附 則(令和2年3月23日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 策定の経緯

(1) 伊佐市環境審議会

	開催日	協議内容
第1回	令和5年3月10日	計画前期5年間の検証結果について報告 伊佐市環境基本計画の見直しに関するスケジュール説明
第2回	令和5年8月25日	伊佐市環境基本計画（見直し案）の内容審議

(2) 審議会委員

(令和5年8月25日現在)

氏名	団体等
中村 周二	伊佐市商工会
田口 雅之	北さつま農業協同組合
河野 辰男	伊佐森林組合
湯田 猛	鹿児島県環境保全協会 伊佐支部
石原 昭紀	伊佐市コミュニティ連絡協議会
山田 満	川内川上流漁業協同組合
村上 善成	小中学校長代表
森山 博巳	大口建設業組合
三重 雅哉	特定非営利法人 水と地球
肥後 結子	I S A R T
船間 純一	鹿児島県始良伊佐地域振興局 保健福祉環境部 (始良保健所)
宮後 和博	伊佐市林務課長
木ノ上 勝志	伊佐市農政課長
長浜 哲郎	伊佐市環境政策課長

3 用語集

ア行

☆悪臭

悪臭とは人が知覚できる臭気のうち不快なものを指し、環境基本法において定義される典型7公害（①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下、⑦悪臭）の一つです。不快の定義および数値化が困難で騒音以上に個人差が大きい感覚公害で、悪臭防止法で規制されている。

☆NPO法人

「NPO（Non Profit Organization）」は、政府や企業などではできない社会的な問題に、営利を目的とせずに取り組む民間組織（民間非営利団体）をいう。「NPO法人」は、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。

☆屋外広告物法

昭和24年に制定された法律で、良好な景観を形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止が目的で、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について必要な規制基準を定めている。

☆温室効果

太陽光に暖められた地表が放出する赤外線を二酸化炭素などの温室効果ガスが吸収するため、地表が温室のように保温される現象のこと。赤外線を吸収する気体（温室効果ガス）には、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、代替フロン等（HFC、PFC、SF₆）がある。近年、二酸化炭素（CO₂）等が増加しており気候が温暖化する可能性が指摘され、温室効果ガスの発生量を減らそうとする取組みが行われている。

カ行

☆外来生物

本来の生態系には生息・生育しないのに、食用やペット等の目的で人為的に外国から持ち込まれた動植物。明治時代以降、日本に入って定着した外来生物は約2,000種類に上り、在来種を駆逐（くちく）、在来種と交雑して生態系を激変させる侵略的な外来生物も少なくなく、平成17年6月に施行された外来生物法は、侵略的な外来生物や、人の生命や農林水産業に被害を及ぼす外来生物を、「特定外来生物」に指定し、飼育や輸入、販売を規制し、駆除を定めている。

☆合併浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等排水）を個別にまとめて処理する浄化槽のこと。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共用水域の汚濁を軽減する効果がある。

☆環境基準

環境基本法に基づいて、大気汚染・水質汚濁・騒音などから人の健康を守り、生活環境を保全するために設けられた環境上の基準である。環境基準は行政上の目標値であり、直接工場等を規制するための規制基準とは異なっている。

☆環境基本計画

環境基本法に基づいて、国及び地方公共団体の環境保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めた計画。この計画には、望ましい地域環境のあり方を実現するための基本的な方策や、その方策を具体化する手順等が示されている。

☆環境基本法

1993年制定。国、地方自治体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本事項などを定めている。地球規模の環境問題に対応し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくることや、国際協調による地球環境保全の積極的な推進などを基本理念としている。

☆環境への負荷

人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となる恐れのあるものを指している。

☆環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意し、土づくり等を通じて化学肥料、農薬等の使用による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

☆下水道

生活環境の改善、浸水の防除及び公共用水域の水質保全を図るため、一般家庭や事業所等から排出される汚水及び雨水を排除するための管渠、ポンプ場及び汚水処理場から構成される施設を指す。下水道法上の下水道には、市街地及び周辺地域を対象に、地方公共団体が整備・管理する「公共下水道」、2つ以上の市町村にまたがり広域的に整備する「流域下水道」、主として市街地における雨水を排除するために市町村が管理する「都市下水路」等がある。

☆光化学オキシダント

物の燃焼により発生した窒素酸化物等が、紫外線による化学変化により発生させたスモッグのことで、夏の日差しが強く、風の弱い日に特に発生しやすく、その影響は目や喉が痛くなったり、植物に影響が現れたりするほか、視程障害をおこしたり呼吸器系皮膚粘膜をおかすなど広範囲にわたっている。

サ行

☆循環型社会

限りある資源を有効活用するため、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会のあり方を根本から見直し、人間の生活や企業活動に伴って発生・消費されるものや、エネルギー等、あらゆるものを資源として循環し再利用することによって、環境への負荷を可能な限り低減することを目指した社会のことである。平成12年に制定された「循環型社会形成促進基本法」は、循環型社会を「天然資源の消費量を減らして環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義し、循環型社会を構築する方法として「①ごみを出さない②出たごみはできるだけ利用する③どうしても利用できないごみはきちんと処分する」を提示している。

☆振動

物理学的に広い意味で定義すると、あの量の大きさが時間とともに大きくなったり小さくなったりする現象ということができる。例えば物体が一つの点を中心に一定の周期で揺れ動く場合等がこれにあたる。環境問題としての振動は、その現象が地盤等を通じて伝播し、生理的な影響（睡眠障害等）、心理的な影響（作業効率低下等）、社会的な影響（家屋被害等）を及ぼすことをいう。環境基本法で定義されている典型7公害の一つであり、発生源としては工場・事業場・建設作業・道路交通等が挙げられる。

☆水質汚濁

人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋等に排出されて水の状態が損なわれることを水質汚濁という。発生源は、生活排水・工業排水のほか、農業排水・畜産排水など人為的な活動によるものであり、影響としては、有害物質による魚介類や人への影響、水中の窒素やリンが増えることにより藻類の異常繁殖及び赤潮の発生等があげられる。

☆生活排水

台所、トイレ、お風呂など、私たちが日常生活で使った水のことです。そのうち、トイレの水（し尿）を除いたものを生活雑排水といいます。私たちが1人1日に出す生活排水のうち、生活雑排水の汚れは全体の約67%を占め、とくに台所からの汚れが多くを占めています。

☆生態系

空気、土、水などの自然環境と植物や動物など、その自然環境の中で住んでいる生き物たちは、太陽の光エネルギーを命の源として、お互いにかかわりあっています。このような自然界の物質とその循環をまとめて、生態系といいます。生態系の循環は、生産者、消費者、分解者および還元者から構成されており、海洋、湖沼、河川、森林、草原、砂漠、都市などが代表的な生態系である。

☆生物多様性

地球上のあらゆる生物種の多様さを意味しており、①生物種の数が多いという「種間の多様性」②同じ種の中でもそれぞれの個体が有する遺伝形質が異なる「種内の多様性（遺伝子の多様性）」③これらの生物とその生態環境からなる生態系が多様であるという「生態系の多様性」という3つのレベルの多様性を含んでいる。生物多様性は、自然生態系がバランスを維持するために必要不可欠で、持続可能な発展のためにも、生物多様性への配慮は欠かせない。国は生物多様性条約の加盟国として平成7年に生物多様性国家戦略を策定。

☆騒音

ある音が騒音になるか否かは、人の主観的な判断によるものなので、ある人にとって好ましい音であっても、他の人にとっては騒音と認識されることもある。一般的には、生理的な影響（聴力障害、睡眠障害等）、心理的な影響（会話障害、作業効率低下等）、社会的な影響（地価の低下等）を及ぼす音をさす。騒音は環境基本法で定義されている典型7公害（①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下、⑦悪臭）の一つです。

夕行

☆大気汚染

人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼、金属冶金、化学工業品製造工程などから排出される汚染物質、及び火山の爆発などの自然現象に伴って排出される汚染物質により大気が汚染することをいう。代表的な汚染物質としては、工場から排出される二酸化硫黄を主体とした硫黄酸化物（SO_x）、二酸化窒素を主体とした窒素酸化物（NO_x）、燃料の不完全燃焼に伴う一酸化炭素（CO）、燃料の未燃焼や溶剤の蒸発などに伴う炭化水素（HC）、ばい煙発生施設・粉じん発生施設・自動車排ガスに伴う浮遊粒子状物質（SPM）などのほか、重金属・そのほか種々な化学物質などがある。

☆地球温暖化

人間の活動によって、二酸化炭素やメタンなどの大量の温室効果ガスが大気中に放出され、地球の気温が上昇し続け、気候や生物など自然界のバランスを崩している現象を「地球温暖化」と呼びます。地球の表面はもともと窒素や酸素、二酸化炭素（CO₂）などの大気を取り巻いており、気温を一定に保つ役割を果たしていますが、濃度が高まると太陽からの熱が宇宙へ戻らず、気温が上昇していきます。

ナ行

☆農業基盤整備

農業構造の改善や、生産性向上とバランスのとれた農業生産の推進のために農業生産の基盤となる土地、水利条件などの整備、開発をする事業のこと。

八行

☆不法投棄

廃棄物を不法に投棄することです。ごみの不法投棄対策として、環境省は「不法投棄撲滅アクションプラン」（平成16年6月策定）等に基づき幅広い取組みを推進してきたが、平成19年度より、不法投棄を発生させない環境づくりをさらに強化していくための取組みとして、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、自治体、市民等が連携して、監視活動や啓発活動を一齐に実施している。

☆保水機能

森林、雑木林などに降った雨は、その一部が地中に浸透し、水量を減らしながら、緩やかに川へと流れていきます。また、水田などは雨や洪水のたまり場として川の洪水を少なくすることが出来ます。こうした働きを保水機能といい、保水機能を持っている地域を保水地域といいます。

ヤ行

☆遊休農地

農地法、いわゆる農地の保護や権利に関する法律によって定められた、現在そして将来的に耕作の見込みがない農地のことです。農業委員会が年1回、農地の利用状況を調査し決定しており、今後も耕作される予定のない農地を1号遊休農地、周辺の農地に比べて著しく利用の程度が劣っている農地を2号遊休農地と定めています。

伊佐市環境基本計画

(中間見直し版)

令和5年(2023)9月策定

伊佐市役所 環境政策課 環境保全係

住所：〒895-2511

鹿児島県伊佐市大口里1888番地

電話：0995-23-1311(代表)

FAX：0995-22-5344(代表)

